

高千穂町こども計画策定業務  
プロポーザル実施要領

令和6年4月

高千穂町役場 福祉保険課

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

高千穂町こども計画策定業務（第3期高千穂町子ども・子育て支援事業計画含む）  
委託事業

### (2) 業務内容

別紙「高千穂町こども計画策定業務委託仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日

### (4) 提案限度額

6,930,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

## 2. 参加資格

本プロポーザルの応募要件とし、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務における本町での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者にあたっては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けたものでないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者にあたっては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けたものでないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び第4条の規定による指定を受けた同法第2条第5号に規定する指定暴力団等及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

## 3. スケジュール

内容	日程等
募集開始	令和6年4月12日(金)から
参加申込の受付	令和6年4月19日(金)17時まで
参加資格審査の結果通知	令和6年4月23日(火)まで
質問の受付	令和6年4月26日(金)17時まで
質問への回答	令和6年5月8日(水)までに本町のホームページに掲載
企画提案書類の受付	令和6年5月16日(木)17時まで
プレゼンテーションの実施	令和6年5月20日(月) ※予定
審査結果通知	令和6年5月27日(月) ※予定

#### 4. 参加申込書等の提出

##### (1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により書類を提出するものとする。

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 業務実績書（任意様式）

##### (2) 提出方法

持参又は郵送又はメールにより提出すること。

・持参の場合は、原則として9時から17時まで（正午から13時まで及び土日祝日を除く）とする。

・郵送の場合は、簡易書留便（宅配便可）によること。

##### (3) 提出先

後記「11 問い合わせ先及び提出先」のとおり

##### (4) 提出期限

令和6年4月19日（金）17:00（必着）

##### (5) 参加資格の通知等

参加申込者については、参加資格審査を行い、令和6年4月23日（火）までに「参加資格審査結果通知書」により通知する。また、参加申込を有する者には、併せて企画提案書類の提出を要請する。

##### (6) 参加の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を速やかに提出すること。

#### 5. 質問書の提出

##### (1) 提出書類

質問書（任意様式）

##### (2) 提出期限

令和6年4月26日（金）17時（必着）

##### (3) 提出方法

後記「11 問い合わせ先及び提出先」にファックス又は電子メールで問い合わせることとし、送信後、担当者に電話にて到達を確認すること。

※電話での質問は受け付けない。

##### (4) 回答方法

令和6年5月8日（水）までに、本町のホームページに掲載する。また、本町の回答は、実施要領及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

※個別回答は行わず、回答の際は質問者を特定できないようにする。

#### 6. 企画提案書等の提出

##### (1) 提出書類

次の書類を期限までに提出すること。なお、企画は1者1提案とし、参加資格を有すると認められた者からのみ受け付ける。

ア 企画提案書【10部】

・用紙は日本工業規格A4版とする。

- ・文字は明瞭に読み取れるフォントサイズに考慮し、概ね 10.5pt を基本とする。
  - ・ページ数は特に制限しないが、要点を簡潔にわかりやすく記載すること。
- ※提案を求めるポイント等があれば記載する。

イ 見積書【1部】

- ・内訳書（任意様式）を添付する。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

- ・持参の場合は、原則として9時から17時まで（正午から13時まで及び土日祝日を除く）とする。
- ・郵送の場合は、簡易書留便（宅配便可）によること。

(3) 提出先

後記「11 問い合わせ先及び提出先」のとおり

(4) 提出期限

令和6年5月16日（木）17:00（必着）

7. 書類選考

参加者が多数の場合は、書類選考を実施するなどして対応する。  
審査基準を設ける。

8. プレゼンテーションの実施

(1) 実施時期

令和6年5月20日（月）午後の予定

※詳細な日時は別途通知する。

(2) 実施場所

高千穂町役場 会議室

(3) タイムスケジュール

- ・プレゼンテーション 20分
- ・質疑応答 10分

(4) 注意事項等

- ア 開始時間については個別に連絡する。
- イ プレゼンテーションに出席する人数は3人までとする。
- ウ 説明は、企画提案書に沿って行うこととし、追加資料等の当日配布は認めない。
- エ プロジェクターで表示して説明することは可能とする。スクリーン、プロジェクターは本町が準備するが、それ以外のもの（パソコン、インターネット接続機器等）は各業者が持参するものとする。

9. 審査及び選定

参加申請者の選定ならびに提案者の決定に係る審査は、審査委員会で行うこととする。

(1) 評価基準の設定（評価点方式）

※業務に応じて適切な基準を設ける。

(2) 審査評価点が最高得点を得た提案者を契約予定事業者とする。

- (3) 最高得点と同数が出た場合は、提案金額（見積額）が低い事業者を契約予定事業者とし、さらに見積額が同額であった場合は、審査委員会の投票で順位を決定するものとする。
- (4) 契約予定業者が何らかの理由により契約を締結できなかった場合は、次に得点が高かった提案者を契約予定業者とする。
- (5) 審査の結果、適切な提案者がいない場合は、契約予定業者無しとした上で再募集を行う。
- (6) 提案者数が1者であった場合、審査の結果、契約予定業者として適当と認められるときは当該提案者を契約予定業者とする。
- (7) 契約予定業者の選考結果は、選考後速やかに提案者全員へ書面をもって通知する。また、本町ホームページに選考結果を公表する。なお、選考結果に関する異議の申し立てや質問には、一切応じない。

#### 10. その他

- (1) 提案者は、本公告文、仕様書等を熟読した上で提案公募に参加すること。
- (2) 本提案公募に要する経費及び提出に関する費用はすべて参加する提案者の負担とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- (4) 提出された書類は一切返却しないものとする。
- (5) 企画提案書等は、原則非公開とするが、当該募集に関する報告及び条例等の規定による情報公開手続により公開が必要となった場合は、提案者と協議により公開の可否、企画提案書の取り扱い及び公開の範囲を定めるものとする。
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に協議の記載をし、これを提出した提案者は、失格とする。
- (7) その他、この実施要領に定められていないことについては、必要に応じて発注者と協議の上定めるものとする。

#### 11. 問い合わせ先及び提出先

高千穂町福祉保険課（担当：興柁）

〒882-1192

住所：宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 13 番地

電話：0982-73-1202 ファックス：0982-73-1235

電子メールアドレス：fukushi@town-takachiho.jp